## ■ 研究発表論文

# 米国の代償ミティゲーション事例と日本におけるその可能性

A Compensatory Mitigation Case Study in the United States and its Prospects in Japan

## 田中 章\* Akira TANAKA

摘要:日本の代償ミティゲーションは、環境影響評価法で初めてその内容が明かにされる一方で、①生態系の復原・創造は可能か、②環境破壊型開発を誘導しないかなどの疑問が出されている。一方、米国では、「協議手続き」による合意形成、ガイドラインやマニュアル、関連産業及び国家政策などの整備の他に、新たな問題解決のためのミティゲーション・バンキングや HEP などの仕組みが導入され、代償ミティゲーションはさらに発展すると思われる。今後の日本での発展には、①協議手続きの徹底、②ミティゲーション検討の優先順位の徹底、③ガイドラインやマニュアルの整備、④自然環境生態系に対する基本理念の整備及び⑤事業者の負担を軽減する仕組みの確立が必要である。

#### 1. はじめに

開発がある一定の面積を必要とする以上は、自然生態系の面的な消失は避けられない。近年、日本では、開発に伴い消失する干潟などの自然生態系を人為的に復元又は創造するという「代償ミティゲーション」が着目されている。代償ミティゲーションは、自然生態系の減少を補償する目的で米国で誕生した仕組みである。日本では1997年に成立した環境影響評価法及びその施行令(1998)で、「回避」、「低減」、「代償」というミティゲーションの基本的考え方が初めて明かにされる一方で、環境破壊型開発の「免罪符」にならないか(自然環境アセスメント研究会、1995)などの疑問も出ており、1999年の同法施行を前にして代償ミティゲーションのあり方が注目されているところである。

そこで本研究では、代償ミティゲーションの発祥国であり、既に多くの代償ミティゲーション事業を実施している米国の代償ミティゲーション事業に焦点を当てその実態を明かにするとともに、今後の日本における可能性を検討することとした。

なお、本研究で取り上げた米国の代償ミティゲーション事業は 筆者が 1989 年から 1991 年にかけてコンサルタントとして従事し た後、追跡調査を行なってきたものである。

## 2. 米国における代償ミティゲーションの実態

## (1) 代償ミティゲーションの根拠となる環境影響評価

カリフォルニア州都サクラメント都心部西端に流れるサクラメントリバー沿い(延長  $2.4 \, \mathrm{km}$ )の既存のゴルフ場を中心とした  $113 \, \mathrm{ha}$  の土地に,住宅( $109 \, \mathrm{m}$ ),ホテル( $500 \, \mathrm{mag}$ ),マリーナ ( $800 \, \mathrm{mag}$ ))及びショッピングセンターからなるの都市型リゾート の建設が民間デベロッパーによって提案された(図-1)。

本開発は河辺生態系を埋立てることから、開発サイトの位置するヨーロー郡(Yolo County)から開発許認可手続きとして、カリフォルニア州環境質法(California Environmental Quality Act, CEQA)による環境影響評価の実施を義務づけられた。また、本開発は水質浄化法第404条(Section 404 of Clean Water Act)及び河川港湾法第10条(Section 10 of Rivers and Harbors Act)に規定されている「可航水域(navigable waters)」の改変に相当するため、同法の所管官庁である陸軍工兵隊(U.S. Army Corps of Engineers)から、開発許認可手続きとして、水域の改変の程度とそれに対するミティゲーション

検討を含む環境影響評価の実施を義務づけられた。これらの許認可行為は、国家環境政策法(National Environmental Policy Act, NEPA)の適用が義務づけられており(Bass & Herson, 1998)、同法による環境影響評価の実施が義務付けられた。

なお、州の環境影響評価制度である CEQA と連邦の NEPA が重複する場合、NEPA の環境影響評価書(Environmental Impact Statement、EIS)と CEQA のそれ(Environmental Impact Report、EIR)とを一本化するよう規定されており(CEQA Guidelines 15226)、結局、これらを一本化した「ジョイント EIR/EIS」(以下、EIRと略す)が 1984 年から 1986 年にかけて実施された。

## (2) 環境影響評価の概要と明かにされた生態系への影響

表-1 は 1986 年にョーロー郡と陸軍工兵隊に提出された EIR (EDAW, Inc., etc., 1986) の項目を示したものである。開発による影響 (impacts), 各影響に対するミティゲーション方策,

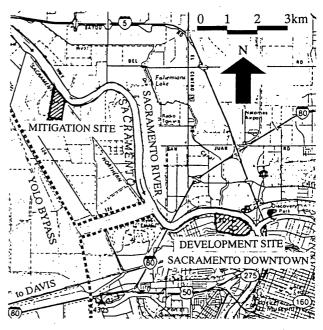


図-1 開発サイトと代償ミティゲーションサイト位置図

<sup>\*(</sup>紐海外環境協力センター

どうしても回避できない影響が明示されているが、日本のような影響の有無を判断する「評価」項目はない。また、代替案として、代替地案とマリーナなどの規模を変えた24案が示され、そのうち11案の検討を行なう一方で、省略した13案についてはその理由が示された。例えば、代替地候補は、「開発サイト以外には、サクラメント都心部に近く、河川沿いのウォーターフロントで、特別な堤防を作ることなく内陸部にマリーナの建設可能な土地は存在しない」という理由を明記してその検討を省略している。

EIR の結果、開発サイトには自然性の高い河辺林(Riparian forests)が確認され、開発計画により消失などの影響を受けることが明らかにされた。この地域のサクラメントリバー沿いの河辺林は、150年前(白人入植前)には $7\sim8$  kmの幅で202,350ha存在していたが、現在ではその5%未満しか残っていない(Nielsen、1989)。EIR では、開発サイトの河辺林の消失(表 -2)は、3---郡に残る河辺林の10%、4000、400%、4000、400%、4000、400%

野生生物については、絶滅の危機に瀕する種法(Endangered Species Act)において連邦レベルの絶滅危急種(Threatened Species)と指定されている Valley elderberry longhorn beetle (Desmocerus californicus dimorphus)(カミキリムシの一種、以下、VELBと略す)を含む4種の貴重種の生息が推測されたため、これらの生息状況に関する追加調査が行われた。VELB は成虫でも体長約1 cm程度と小さく確認が難しいため、巣穴を作ると考えられているエルダベリー(Sambucus mexicana)の胸高直径と巣穴の状況について詳細調査が実施された(表-3)。その結果、エルダベリーの61%が VELB の巣穴に適しており、14%で巣穴が確認されたため、その影響は甚大であるとされた。

## (3) 環境影響評価書に示された代償ミティゲーション提案

EIRには、これらの影響のミティゲーションとして、大径木は残すこと、マリーナを縮小して伐採面積を最小限に止めること、VELBの巣穴がある木を開発サイト外に移植し管理することなどの「回避」、及び「最少化」ミティゲーションを提言する一方、それだけでは開発による河辺生態系、特に、エルダベリー群落への影響を全て除去することはできないとして「代償」ミティゲー

表-1 ジョイント EIR/EIS の内容

英語タイトル	内容			
1.0 Introduction and Summary of Impacts	環境影響のまとめ(各影響についてミティゲーション可能か否か)			
2.0 Project Description	開発計画の板要			
3.0 Environmental Setting	環境現況(物理的、生物的及び社会文化的側面)			
4.0 Impacts and Mitigation	環境影響とミティゲーション(物理的、生物的及び社会文化的側面)			
5.0 Growth-Inducing Impacts	成長を促進する影響(人口増加や経済成長とそれに伴うインフラ・ニース			
5.0 Cumulative Impacts	累積的影響			
7.0 Unavoidable Adverse Impacts	回避できない悪影響(ミティゲーションしてもなお残る悪影響)			
8.0 Alternatives to the Proposed Project	開発計画の代替案			
9.0 Short-term Use of Man's Environment	人間環境の短期使用の影響(まとめ)			
10.0 Irreversible Commitment of Energy Supplies	不可逆的なエネルギー消費			
11.0 List of Prepapers	関連する関資報告書(生物調査、湿地調査を含む)			

注:( )内は筆者による補足説明

表-2 開発サイトの植生の面積変化

植生タイプ	現決	開発後	消失	(単位 : ha
カシ林 Oak Wood/and	2.2	2.2	0.0	樹高 30m 以上のバレーオーク (Qeras labsts) 優占林で、サクラメント リバーの自然援助上郎に広がる。低木僧には、エルダベリーが混じる
コットンウッド林 Cottonwood Forest	22.1	6.6	15. 5	高木層はコットンウッド (Populus fremontii). 低木層には、エルダベリーやヤナギ類が混じる。
エルダベリー・サバナ Elderberry Savernah	1.3	0.0	1.3	エルダベリー ( <u>Sentucus mexicana</u> ) と一年生草本のサバナ状の群落。
一年生草原 Annual Grassland	35. 4	0.0	35. 4	ゴルフ場から逸出した緑化用イネ科植物が優占する荒れ地。
農地 Agriculture Fields	16.3	0.0	16. 3	<b>ムギ姐。</b>
芝地及び推設林 Ornamental	35.7	35.7	0.0	開発サイトにもともとあったゴルフ場で、本開発においてそのまま残す もの。
습함	113.0	44.5	68. 5	

表-3 開発サイトにおけるエルダベリーの状況

( <b>#</b>						
植生タイプ	排散	太い幹を有する株数	巣穴があった株数			
コットンウッド林	22	20	6			
エルダベリー・サバナ	51	26	4			
一年生草原	6	2	1			
습합	79	48	11			

注: 直径 3 inch (7. 6cm) 以上の約に集穴を作る (EDAW, Inc., etc., 1986) ことからそれ以上の幹を持つ株数を顕査した

ションの必要性を示した。しかし、ここでは具体的な方策提案はなく、その計画を連邦野生生物局(U.S. Fish and Wildlife Service)と協議の上で策定するという「協議手続き」が示された。これは、水質浄化法第404条で陸軍工兵隊の許認可には連邦野生生物局との協議を義務づけていることが根拠であり、この「協議手続き義務」は、米国の環境影響評価制度の最大の特徴である(アメリカ環境委員会,1973)。

更に EIR では、オフサイト(off-site、開発サイト以外の意味)で復元・創造する生態系が、消失した生態系程度に成熟するまで、地域の河辺生態系の量は全体として減少することが指摘された。これに対し、消失する生態系と復元・創造される生態系の価値判断の際に、専門家による検討会の設置、時間的変化による生態系の定量的評価が可能な HEP (Habitat Evaluation Procedure)(田中、1998c を参照)の使用が提案された。

#### (4) 開発許認可としての代償ミティゲーション

以上の EIR 結果を受けて、開発により消失する VELB のハビタットと河辺生態系を保全する目的で、58.7ha 以上の土地を取得し自然復元と管理を行なうという「オフサイト代償ミティゲーション事業」(以後、代償ミティゲーションと称する)の実施を条件として1987年に陸軍工兵隊から開発許認可が下りた。開発により消失するコットンウッド林とエルダベリー・サバナの合計は16.8ha であり、これらについては約3.5 倍の面積が義務づけられたことになる。

代償ミティゲーションサイト(以後、代償サイトと称する)は、農地などの既に自然生態系が破壊されている土地であること、ヨーロー郡内のサクラメントリバー沿いであること、復元後は永久に野生生物のハビタットとすることが義務付けられた。代償ミティゲーションの計画作成は、表ー4のマニュアルに従うこと、植栽後5年間のモニタリング・評価及びメンテナンス方法を含むこと、復元の成果を毎年、報告すること、連邦野生生物局の了承を得ることが義務付けられた。同時に、同局からは、エルダベリーの大径木は周辺の公園等に移植し管理すること、代償サイトには500本以上のエルダベリーの苗木を十分な広さに植栽し管理することなどの条件が付けられた。

#### (5) 代償ミティゲーション事業

## (i)段階的なプランニング

事業者は1988年に最初の代償ミティゲーション提案を連邦野生生物局に提出した(LMRD, 1988)。代償サイト選定のため、サクラメントリバー沿いの土地所有権、売地か否か、面積、位置の4点について調査し、可能性の高い15地点について専門家が地上とヘリコプターから調査を行った。この時点では、売りに出ている土地がなく、他の土地を見つけるか、付近でミティゲーション・バンク(後述)を経営しているTNC(The Nature Conservancy、米国最大の環境NGO)に委託するという2つの代替案が示された。

1989 年に、開発サイトの上流 13km地点にあるサクラメントリーバー沿いの 50ha のトマト畑が売りに出され、その場所が陸軍工兵隊によって認められると、事業者は代償ミティゲーション計画策定作業に入った(なお、代償サイトは先に示した 58.7ha より

表-4 代償ミティゲーションのマニュアル

タイトル(発行年) 頁数	免行元	内容
Wetland Greation and Restoration: The Status of the Science Volume 1,2 (1989)645頁	Association of State Wetland Managers	湿地復元/創造に関する技術的論文及び報告を 集めた連邦レベルの論文集。
Habitat Nitigation and Monitoring Proposal Guidelines (1994) 19 🌉	陸軍工兵隊	代償ミティゲーション及びモニタリングに関す る陸軍工兵隊の連邦レベルの基準。
Riparian Planting Design Manual for the Sacramento River:Chico Landing to Collinsville(1986)182 頁	陸軍工兵隊 サクラメント局	サクラメントリバー中流・上流の河辺植生の世 元植教技術についてのマニュアル。
Scope of Work, Mitigation Planting and Maintanance Sacramento River Contract 42M(1990)44 Tel	陸軍工兵隊 サクラメント局	北部セントラルバレーのサクラメントリバーに 関する代債ミティゲーションの標準的仕様書。

注:ここに挙げたのは、本事例に特に関係の深いもののみであり、他にも多くのマニュアルが整備されている。

8.7ha 少ないが、後に 51ha の農地を追加した)。

計画作成の第一ステップとして、代償サイトが農地となる前の 生態系を古い地形図や航空写真から類推した。代償サイトは蛇行 するサクラメントリバーの自然堤防の内側にあった氾濫原で三日 月湖が点在していたと考えられたため、復元・創造する生態系の 目標は三日月湖を含む河辺生態系とした。1989年から1990年に 代償サイト及び周辺に残存する2つの三日月湖について現地調査 (植生, フロラ, 土壌, 地質, 地形, 地下水)を行ない, 以下の ような三日月湖造成のための基礎データを収集した。

トマト畑は1910年前後に開墾され、人工堤防により河川と遮 断されているが、畑内には河川水が引かれ、その水路沿いには在 来種による湿性植生が成立しており、これらの自然繁殖が期待で きた。また、地下水位は現堤防で地下1.5m、トマト畑で地下4. 3mでこれより深く掘れば通年の地下水供給が可能であること, トマト畑の下層はサクラメントリバーの氾濫に由来する粘土とシ ルトを主成分とし、湖の造成に向くことが確認された(Kelly and Green,1990)。フロラ調査では、代償サイトで確認された 50種のうち31種は帰化種であり多年生雑草が多く、植栽初期に は雑草除去が不可欠であること、周辺にエルダベリーを含む自然 の河辺林構成種の実生が多いことから風媒や鳥獣による種子供給 が期待できることが確認された (McCaskill, 1990)。これらの 結果を踏まえ,三日月湖と河辺生態系の復元・創造という代償ミ ティゲーション素案を連邦野生生物局に提出した。

代償ミティゲーションに関する提案は、陸軍工兵隊及び連邦野 生生物局によって、州政府機関(野生生物局)、連邦環境保護庁 (EPA), オーデュポンソサイアティーなどの環境 NGO, カリ フォルニア大学などに縦覧され、その都度、専門的意見を受けた。 代償ミティゲーション計画は、豊富なガイドラインや技術マニュ アルを参考しながらも、連邦野生生物局との綿密な協議を通して、 専門コンサルタントにより詳細が詰められていき、1990年に陸 軍工兵隊により認可された(図-2,表-5)。

## (ii) 牛熊系復元

生態系復元は植栽植物の準備, 土工事, 潅漑工事, 植栽作業, メンテナンスからなる。

植栽1年前には、種苗準備を地域の在来種を専門に育てる造園 業者に手配した。カリフォルニア・ポピーなど9種類の草本のミッ クスは、地域固有種を専門に販売する種子会社から入手した。 1990年から1991年にかけて、三日月湖を掘削するなど大規模な 土地改変を行った。三日月湖の水位を安定させるため湖底を地下 水層以深(5 m)まで掘削した。この地域は年間降水量 430mm前 後の半乾燥地域であり、乾期と重なる夏期は非常に乾燥し(US DA, 1988), 樹木が根付くまで潅漑は不可欠である。 潅漑は, ポンプ付き井戸を設置し、タイマー付きスプリンクラー、ゴム管 点滴のドリップ方式、水田を模した氾濫方式、溝による水路方式 という4つの方式によった。

樹木植栽は1991年から1992年にかけて行われた(表-5)。 合計で20種,25,000本以上の苗が植栽された他,希少種である カリォルニア・ポピー (Eschecholzia californica) 及びカリ フォルニア・ハイビスカス (Hibiscus californicus) などの草 本類を播種した。三日月湖にはボウフラ駆除の目的でカダヤシ (Gambusia affinis) とセントラルバレー (カリフォルニアの 中心に広がる低地) 固有種で希少種のサクラメントパーチ (Archoplites interruptus) を放流した。植栽後のメンテナン スとしては、植栽樹種が活着するまでの潅漑、雑草除去、土壌浸 食防止に加えて、周辺のシカやウサギによる食害を防ぐために周 囲を高さ3mの鉄製のフェンスで囲った。

本代償ミティゲーション事業費は 1991 年から 1997 年までの 6 年間で300万ドル(内,土地代は60万ドル),即ち,6,000ドル /ha, 土地代抜きで 48,000 ドル/ha である。 Dennison(1996) が、代償ミティゲーション費用として適切であると認めるデラウェ ア州の事例では 22,000 ドル/ha, 土地代抜きで 21,000 ドル/h aとなっており、土地条件等に左右されるとはいえ、本事例は通 常より費用がかかったといえる。

#### (iii)代償ミティゲーションのモニタリングと評価

水質浄化法第404条による代償ミティゲーションは、植栽後5 年から10年間程度のメンテナンスとモニタリング義務が事業者 に課せられる (Cvlinder, 1995)。本事例では、当初、最初の植 栽が終わった 1991 年から 1996 年までの 5 年間のメンテナンスと モニタリングが義務づけられたが、1991年に植栽した苗が潅漑 不良のため過半数が枯死し、翌年に大規模な追加植栽を行なった ため 1997 年までに延長された。

事業者は次のような代償ミティゲーション・モニタリング計画 (Jones & Stokes Association, 1991) を陸軍工兵隊に提出し 了承された。モニタリングは植生調査と野生生物調査とした。植 生調査は、地上16定点の写真判定による密度調査(毎年)と、 代償サイト全体の航空写真(1:40)による樹冠密度調査を1992 年,1994年,1995年の3回実施した。野生生物調査は,1991年 から毎年,年4回鳥類,ほ乳類,は虫類,両生類調査を行なった。 モニタリング計画には、代償ミティゲーション義務を達成した か否かを示す達成基準が不可欠である。本事例では、通常のメン テナンスを行っていれば獲得できると考えられる3年目と5年目 の達成度合いに、各植生タイプが達しているか否かを判定する方 法とした (表-6)。 結果は、3年目の1994年ですべての林分で

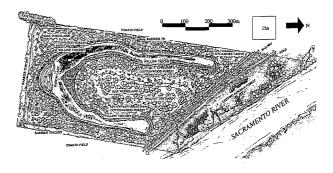


図-2 代償ミティゲーション・マスタープラン

表-5 代償ミティゲーション・サイトの植生タイプと樹木植栽本数

	植生タイプ	面積	植栽種(属種)	本数	密度	債者
	カシ林	5.7	Sambuous Mexcana	763	50	カシ林、プラタナス林、エルダベリー・
	Oak Woodland		Oerucus lobata	523	34	サバナは、自然堤防の上部のやや乾燥し
	プラタナス林		Platanus racemosa	162	111	た同じような条件の立地に成立するた
	Sycamore Grove	1.2	Fraxinus latifolia	155	10	め、これらを明確に区別して植えること
	エルダベリー・サバナ	株	はせず、三日月湖から離れた場所に複雑			
	Elderberry Savannah	8.5	Juglance hindsi i	135	9	植教した。
			Populus framontii	3, 700	231	ヤナギ林の外間を囲むように配置。
						1991 年には、コットンウッド林の一部
	コットンウッド林	16.0				(1.6ha) で灌漑ができず、乾燥したため
	Cottorwood Forest	"""				灌漑をやめ、バレーオーク (Qeruaus
Ħ					7	<u>labeta</u> )の種子を追加的に蒔いた。
規	`				4	
造	ヤナギ林 Willow Thicket	6.1				
成						
部						ヤナギ林、コットンウッドという階層様
分						
						ヤナギ類とコットンウッドは2mほどの
						挿し木による植栽を行った(他は、ボッ
	境界植生	18				サイトの外間に侵入防止のため、棘の多
	Barrier Thicket			2, 000	1, 111	
	三日月湖 Oxbow	6.0		-		<u>Hibisucius californica</u> を除いて、これら
				-		の水生生物は、ミティゲーション・サイ
					-	トの現存湿地に生育していたものを移植
			Typha latifolia .			したもの。
		45.3		,		
		3 2	-	-	-	高木層は <u>Populus fremontti</u> 。低木層には
现				·		Samubucus mexicana が多い。
存	湿地	0.5		-	-	<u>Typha latifoli</u> , 又は
# 8	Existing Wetlands				<u></u>	Scirpus californicus が優占。
分	クリミ林	10	-	-	-	西洋グルミの果樹園は、野生生物の餌の
	Walnut Orchard					供給元として残された。
	小計	4.7		_ =	7	
	合計	50.0		19.057	421	

3年目の基準を満たしており、コットンウッド林では既に5年目 の基準を超えている林分もあった。(Jones & Stokes Association, Inc., 1994)。そこで陸軍工兵隊は1年後の1995年にモニ タリングし5年目の基準を満たせば5年目及び6年目のモニタリ ングは省略可とした。 4年目の 1995年に最後のモニタリングが 実施され、コットンウッド林が5年目の基準をやや下回った他は すべての林分で基準を上回った。1997年、陸軍工兵隊はこれ以 降はメンテナンスなしで樹木は生育すると判断し、代償ミティゲー ション義務は達成されたと認めた。1998年10月現在、代償サイ トは当初からの約束に従ってカリフォルニア州土地管理委員会 (State Lands Commission) に譲渡される手続きが取られて いる。譲渡後は永久の野生生物ハビタットとして保存される。

なお、本事例を含む、北部カリフォルニア地域(San Francisco Bay-Sacramento/San Joaquin Watershed: ほぼ州の 北半分)における水質浄化法第404条による168の代償ミティゲー ション事業について、連邦野生生物局が無作為に 30 事業を選び 評価した(U.S. Fish and Wildlife Service, 1994)。評価は, 事業評価 (Compliance Rating) と生態系評価 (Value Rating) からなり、それぞれ0から10までの採点である。事業評 価はミティゲーション義務としての達成基準を%表示するもので 10は100%の達成を示す。生態系評価は保全対象種のハビタット としての価値を示すもので、5は平均的価値、10は極めて高い 価値があることを示す (表-7)。

この結果によると、北部カリフォルニア全体では、開発により 悪影響を受ける 168.1ha に対して代償が完了した面積(代償面 積) が 217.4ha であり、約 1.3 倍に増加している。河口干潟以外 は代償面積が消失面積を上回っている。代償ミティゲーションの 対象としては,河辺生態系(Riparian Forest)が最も多く, 河口干潟 (Tidal Marsh) が最も少ない。しかし、事業評価と 生態系評価では河口干潟が両者ともに平均的以上である一方で, 河辺生態系の評価は低いという結果になっている。

本事例の評価は、植栽後2年目の初期段階であったにもかかわ らず、全米で最大規模(100acres)の河辺生態系 (riparian ecosystem)の代償ミティゲーションであること、予想以上の 早期の植生復元と多様な野生生物の利用が高く評価され、事業評 価で10を, 生態系評価で8の評価を受けた。これは河川生態系 代償ミティゲーションの平均が事業評価5, 生態系評価3である ことと比較するときわめて高得点であるといえる。ちなみに、本 事例の根拠となった開発自体は、不動産市場低迷の影響を受けて、 当初の計画規模を大幅に縮小した (Sacramento Bee, 1996)。

## 3. 考察

## (1) 日本の代償ミティゲーションと疑問点

近年,日本においても様々なタイプの生態系復元・創造活動が

表-6 代償ミティゲーション・サイトの成功基準

			単位:94	
植生タイプ	写真判読方法	3年目の達成基準	5年目の遠成基準	
ヤナギ林	樹冠密度	29	67	
コットンウッド林	樹冠密度	13	25	
境界林	線上密度	60	90	
カシ林 ブラタナス林 エルダベリー・サバナ	生存率	設定しない	80	
サクラメントリバー沿いの河辺林	生存率	設定しない	80	

表-7 北部セントラルバレーにおける水質防止法第 404 条項に よる代償ミティゲーション事業の評価

タイプ 間査結果	Riparian 河辺生態系	Permanent Wetland 通年湿地	Seasonal Wetland 季節的湿地	Vernai Pool 冬雨季ブール	Tidal Mearsh 河口干潟	合計
サイト数(箇所)	21.0	19.0	16.0	7.0	4.0	67.0
消失面積 (ha)	68.7	18.9	46.8	24. 4	9.3	168, 1
代質計画面積(ha)	93. 3	42.6	45.8	50.6	10. 2	242.5
代貨面積 (ha)	79.1	42.5	53.3	34.0	8.5	217.4
事業評価平均点	5	7	7	5	- 8	
生態系評価平均点	3	6	4	2	7	-

出典: U.S. Fish and Wildlife Service (1994

行なわれているが、これらは「ミティゲーション」と呼ばれてい る。これらは、その目的から、①東京港野鳥公園(東京都)のよ うな公園事業などでサンクチュアリ復元・創造を行なうもの(公 園事業型)、②多自然型又は近自然型工法による河川改修などの 自然生態系の改変そのものを事業目的とするもの(自然改修事業 型)、③中国横断自動車道建設に伴うひいご池湿原保全(日本道 路公団)や広島港埋立てに伴う五日市地区干潟造成(広島県)な どの開発事業に付随した環境配慮として行なうもの(開発事業付 随型)及び④とんぼ池再生など市民によるビオトープ再生活動 (市民活動型)の4つに大別できる。日本の従来の環境影響評価 制度には回避、最小化、代償というミティゲーション順位が位置 付けられてこなかった(田中, 1998a) ために、③のタイプも含 めて、これまでの事例で環境影響評価手続きの中で検討されたも のはない。①②④は、特定の開発ではなくこれまでの不特定多数 の開発による累積的な自然生態系破壊に対する代償ミティゲーショ ンと捉えることもできるが、目標、成功基準が曖昧となる。

環境影響評価法及びその施行令では、代償措置を含むミティゲー ションの概念が初めて明らかにされ、計画中の大規模開発の中に は先取り的に代償ミティゲーションを提案しているもの(愛知万 博) も出始めている。このような中、代償ミティゲーションの基 本的考え方に混乱があり、代償ミティゲーションを疑問視する意 見も散見されるようになった。一つは「効果に対する知見が不足 している」(環境影響評価制度総合研究会技術専門部会,1996), 「自然の生態系を人工的な構造物で模造することには、本来、様々 な限界があり、従来の自然干潟と同等の機能を再生する人工干潟 の造成技術は、未だ確立されていない」(環境庁、1998) などの 「自然生態系の人為的な復元・創造は可能か?」というもの、2 つ目は「代償措置の内容や効果が十分に明らかにされず」(環境 影響評価制度総合研究会技術専門部会、1996)「開発事業を進め るに当っての免罪符となる」(自然環境アセスメント研究会, 1995) などの「環境破壊型開発の形成を誘引しないか?」というも のである。以下にこれらの疑問について米国の事例から検証した。 (2) 代償ミティゲーションに対する疑問の検証

## (i)自然生態系の人為的な復元・創造は可能か?

この疑問は、米国で代償ミティゲーションの問題として従来よ り指摘されている以下の4つの問題と関連が深い。それは、① 「個別の代償ミティゲーションによって、もともとまとまってい た自然生態系が分断される」、②「開発による自然生態系消失と 代償ミティゲーションによる生態系復元・創造に時間差があり、 その間ハビタットは減少する」、③「生態系復原・創造の知識の ない事業者が行なうので失敗しやすい」、④「成功基準の設定が 難しい | の4つである。

まず、①について前出の事例で検証してみると、代償サイトは 次に示すような3つの広域土地利用構想によって自然復元の土地 とされていた。1つ目は水鳥のハビタット確保のためにセントラ ルバレーの農地を湿地に復元する国際計画(U.S. Fish and Wildlife Service & Environment Canada, 1990), 2つ目は サクラメントリバー両岸を買収し自由に蛇行させようとする州及 び連邦政府の計画 (Nielsen, 1989), 3つ目はサクラメント市 とデイビス市の間の畑地は、サクラメント市街をサクラメントリ バーの洪水から守るバイパスを兼ねているが、このバイパスに平 常時でも雨期には水を氾濫させ、渡り鳥などのハビタットとして 提供するという自治体、連邦政府の共同事業 (Yolo Basin Working Group, 1990) である。代償サイトは当初からこのバ イパスに連結される計画があった。このように代償サイトを広域 的な視点の土地利用計画と整合させることによって新たな自然の 塊ができる可能性はある。

②については、本事例の開発許認可が1987年、代償ミティゲー

ションの完了が1997年であり、この間は自然は減少しており問題である。HEPを用いれば空間的かつ時間的な生態系の定量的評価が可能になるため、代償ミティゲーションの計画策定にHEP使用を推奨している(U.S. Fish and Wildlife Service, 1981)。

③は、米国では、固有種専門の種苗業者、生態系復元専門のコンサルタントなど、関連産業は分化している。しかし本事例でも当初、経験不足の業者に任せ植栽木の過半数を枯死させた。事業者自体が生態学の専門家ではない以上、この問題は起こりうる。前述したように本事例の評価は高かったが、開発許認可に付加される諸条件を遵守していけば特に難しいものとは考えられない。筆者が見てきた失敗事例の原因の多くは稚拙な植栽工事及びメンテナンスのずさんさ等にあると思われた。

④は、本事例でみたように、環境影響評価の協議手続きやガイドライン及びマニュアルを通して「河辺生態系を保全する」という漠然とした目標が、最終的には「代償サイトのコットンウッド林の樹冠密度が25%以上であること」という具体的な成功基準にブレークダウンされている。本事業では使われなかったが、HEPは目標をブレークダウンする手法でもある。

原生自然の完全な復原・創造が不可能なことは議論の余地はない。しかし、目標をブレークダウンして保全対象を絞り、一定の広さを持った土地を永久的に確保することで、これまで一方的に消失していた地域の自然生態系の保全に対して、代償ミティゲーションは有効な解決策となり得ると考えられる。

#### (ii)環境破壊型開発の形成を誘導しないか?

この疑問は米国では聞かれない。前出の④に関係があるが、もし事業者だけの判断で成功基準が設定できるなら問題であるが、実際には EIR から代償ミティゲーションのモニタリング計画に至る内容決定は、事業所管官庁及び環境監督官庁との「協議手続き」による。また、もともと米国のミティゲーションは、第1に事業中止の代替案の検討から始め、それから「回避」、「最少化」の検討があり、最後にどうしても残る影響に対してのみ「代償」ミティゲーションが認められているのである。このような米国の手続きでは、代償ミティゲーションは「免罪符」にはなり得ない。

反対に、米国では代償ミティゲーションの開発事業者に対する 過度の負担が問題視されてきた。また、③の指摘のとおり、専門 家ではない事業者が行う代償ミティゲーションは失敗しやすい。 米国のミティゲーション・バンキング制度(Mitigation Banking System)の誕生は、このような事業者負担の軽減が目的の一つであった(U.S. Fish and Wildlife Service, 1983)。ミティゲーション・バンキング制度(田中,1998bを参照)とは、将来のウェットランド(Wetlands)の開発許認可のために予めウェットランドの創造、復元、保存を行うことによってクレジットを生産(Environmental Law Institute, 1993)し、代償ミティゲーションの義務をクレジットの購入で代替するという仕組みである。

実は、ミティゲーション・バンキングは、事業者負担の軽減だけではなく、従来の個別の代償ミティゲーションが持つ①~④の問題に対する解決策として考案されたものである。①及び②に対しては、まとまった広い土地を予め確保して、開発以前に生態系復元・創造作業を行なうことで、分断化及び時間差の問題は軽減される。③については、ミティゲーション・バンクは最初から専門家によって管理されるため失敗は少ない。④については、事業者にとっては、購入するクレジットは、既に復元・創造が終了している部分の権利であり、クレジット購入が即ち代償ミティゲーションの達成と認められる。

## (iii)米国の代償ミティゲーションのまとめと動向

以上、検証してきたように、米国の代償ミティゲーションは、環境影響評価制度に位置付けられており、その形成プロセスは

「協議手続き」による合意形成と目標のブレークダウンであり、それは、膨大なガイドラインや技術マニュアル、発達した関連産業によって支援されている。また、顕在化する従来型の個別の代償ミティゲーションが抱える問題に対しては、ミティゲーション・バンキングや HEP などの新しい仕組みを考案しつつ対処している。ミティゲーション・バンキングは、今後、流域管理(Watershed Management)などの広域土地利用計画との結びつきの強化が課題であり(Rogers、1996)、複雑で手間のかかるHEP はその簡易版が相次いで発表されている。

米国では、国土のウェットランド(干潟や湿地)の現存量を保存するという「ノーネットロス(no net loss)」政策が、ブッシュ政権によって提唱されてから、クリントン政権にも引き継がれており、これを実現する経済的手法としてのミティゲーション・バンキングはさらに発展が期待されている(White House Office on Environmental Policy, 1993)。

#### (3) 日本における代償ミティゲーションの可能性と課題

以上の結果から、自然生態系消失に対する影響緩和の手段として、代償ミティゲーションの可能性はきわめて高いといえる。1999 年施行の環境影響評価法では「回避」及び「低減」が示され、「従来の環境保全目標クリヤー型の評価プロセスは、環境影響が事業者により回避され、又は低減されているものであるか否か」(寺田,1998)を評価することに変わると期待されている。また、同法施行令(1998)では、代償措置にあたっては、「環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由」及び「損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容」の明示が義務付けられた。即ち、「回避」も「低減」もできずに、どうしても残ってしまう悪影響に対しては、代償ミティゲーションの検討は促進されていくであろう。

今後、日本における代償ミティゲーションでは、米国の従来の個別事業に対する代償ミティゲーションに対する問題と同様な問題が顕在化してくるものと予測される。特に、土地が狭隘で非常に高価な日本においては、事業者の負担が重過ぎることが問題となるであろう。日本の代償ミティゲーションの実効性を確保するための5つの条件を次に示す。

第1に「協議手続き」の日米の相違は、これらの情報が公開か 非公開かであり、新しい環境影響評価法ではこれらの情報が十分 に公開されるような仕組みの整備が不可欠である。

第2に、環境影響評価法施行令では「<u>必要に応じ</u>損なわれる環境の有する価値を代償すること」とされているが、日本の環境影響評価の対象となるような大規模事業においては「回避」しても「低減」しても何らかの悪影響は残ると考えるのが妥当であり、この影響に対する代償ミティゲーションは義務付ける必要がある。また、「代償」しても依然として残る影響の情報公開も義務付けるべきである。従来の日本の環境影響評価では、開発に伴う自然生態系の消失に対する補償はなく、環境影響評価を実施しても国土の自然生態系は減少する一方であった(田中、1995)ことを再認識する必要がある。

第3に、環境影響評価法の施行を前にガイドラインや技術マニュ アルが出始めているが、今後、代償ミティゲーションに関する詳 細なものを整備していくことが重要である。

第4に、国、自治体ともに、残存する生態系保全に関する基本的ポリシー(例:保存、復元、保全、開発等)を策定し、公開していくことが重要である。これは、前述した日本の代償ミティゲーション・タイプの中の①②④のような活動を促進する。

第5に、事業者にとっては当面、多大な負担を課すことになる ため、代償ミティゲーションの実施に関する事業者の負担を軽減 するような仕組みの確立が不可欠である。広域的土地利用との連携は、代償ミティゲーション用地の確保を容易にするであろう。 もちろん、その前提として、流域等の生態系の広がりを基礎とする土地利用計画の整備が求められる。

また、日本以上に狭隘な隣国の香港においては環境影響評価条例(1997)に代償ミティゲーションが規定されて以来、全ての大規模開発で代償ミティゲーションが義務付けられている。ここでは、ゲイワイ(Gei Wai)と呼ばれる人間が造った二次的生態

系であるエビ獲り池の価値を認め、代償ミティゲーションの対象 とし積極的に復元している(田中、1997)。これは、谷津田や里 山といった日本の身近な二次的生態系保全における代償ミティゲー ションの可能性を示唆している。

狭隘な日本においては、流域等の地域的広がりの中で、土地利用計画と連携し、自然生態系だけではなく二次的生態系をも対象としたミティゲーション・バンキングのような仕組みの導入を検討することが重要であろう。

#### 参考文献

- 環境影響評価制度総合研究会技術専門部会 (1996):環境影響評価の技術手法の現状及 び課題について:環境影響評価制度総合研 究会技術専門部会報告書
- 2)環境庁(1998a):藤前干潟における干潟改変に対する見解について:記者発表資料
- 3)環境影響評価法施行規則(1998):官報号外第118号
- 4) 自然環境アセスメント研究会編著 (1995): 自然環境アセスメント技術マニュアル:(財) 自然環境研究センター, 638pp
- 5) 田中 章 (1995):環境アセスメントにおけるミティゲイション制度:人間と環境21(3), 154-159
- 6) 田中 章 (1997):マイポ湿地の環境ミティ ゲーション:ビオシティー No.13, 41-49
- 7) 田中章(1998a):環境アセスメントにおけるミティゲーション規定の変遷:ランドスケープ研究61(5),763-768
- 8) 田中章(1998b):アメリカのミティゲーション・バンキング制度:環境情報科学27(4),46-53
- 9) 田中 章 (1998c): 生態系評価システムとし ての HEP: 島津康男編 環境アセスメント ここが変わる: 環境技術研究協会, 81-96
- 10) 寺田達志 (1998): 環境影響評価法の基本理 念:島津康男編 環境アセスメント ここ が変わる:環境技術研究協会, 2-27
- 11) Cylinder, Paul D., Bogdan, Kenneth M.,

- Davis, Ellyn Miller and Herson, Albert I. (1995): Wetlands regulation: Solano Press Books, Point Arena, 363pp
- Dennison, Mark S. (1996): Wetland Mitigation: Government Institutes, Maryland, 305nn
- 13) EDAW, Inc., et al. (1986): Final Environmental Impact Report and Environmental Impact Statement for the Lighthouse Ma-
- 14) Environmental Law Institute(1993): Wetland Mitigation Banking, 207pp
- 15) Jones & Stokes Associations, Inc. (1991): Kachituli Oxbow Mitigation Monitoring Program
- 16) Jones & Stokes Associations, Inc. (1994): Kachituli Oxbow Mitigation Third-Year Monitoring Report
- 17) Kelley, David B. and Green, Miriam (1990): Soils of the Kachituli Oxbow Yolo County, California
- LMRD (1988): Lighthouse Marina Project Mitigation and Compensation Plan
- 19) McCaskill, June (1990): Plant Inventory of the Kachituli Oxbow Mitigation Site
- 20) Nielsen, Jim (1989): Upper Sacramento River Fisheries and Riparian Habitat Management Plan: Department of Water Resources, State of California
- 21) Rogers, John W. (1996): Wetland

- 22) Mitigation Banking and Watershed Planning: Mitigation Banking Theory and Practice: Island Press, Washington, D.C. 159-183
- 23) Sacramento Bee (1996): Newsletter of December 11, 1996
- 24) USDA, et al. (1988): A Guide to Wildlife Habitat of California
- 25) U.S. Fish and Wildlife Service (1981): U.S. Fish and Wildlife Service Mitigation Policy: Federal Register Vol.46 No.15
- U.S. Fish and Wildlife Service(1983): Interim Guidance on Mitigation Banking: Ecological Service Instructional Memorandum No.80
- 27) U.S. Fish and Wildlife Service and Environment Canada (1990): North American Waterfowl Management Plan
- 28) U.S. Fish and Wildlife Service (1994): An Evaluation of Selected Wetland Creation Projects Authorized Through the Corps of Engineers Section 404 Program: U.S. Fish and Wildlife Service, Sacramento Field Office
- White House Office on Environmental Policy (1993): Protecting America's Wetlands-Affair, flexible, and effective approach
- 30) Yolo Basin Working Group (1990): Yolo Basin Wildlife Area Concept Plan

Summary: While the idea of compensatory mitigation was defined in the Environmental Impact Assessment Law of 1997 at the first time in Japan, the issues / doubts currently discussed can be summarized as:(1) Is it possible to restore / create lost ecosystems? (2) Whether this might become an excuse to initiate environmentally unsound development projects. These issues / doubts were examined by analyzing an off-site compensatory mitigation project in which the author participated, and is the largest riparian wetland mitigation project in the United States. The decision-making process related to the formation of a compensatory mitigation project is guided by consultation provisions of laws such as NEPA or Clean Water Act, comprehensive guidelines and technical manuals on compensatory mitigation, relevant industries such as mitigation consultants and national policies such as "no net loss." Also new mechanisms such as mitigation banking system and habitat evaluation procedures were innovated for overcoming problems of traditional compensatory mitigation. It is suggested that compensatory mitigation would become an effective tool for ecosystem conservation in Japan. But it should have: (1) clear consultation provisions in EIA systems, (2) sequencing requirement of mitigation measures, (3) guidelines and manuals for compensatory mitigation measures, (4) basic land-use policies on the existing natural / semi-natural ecosystems and finally (5) support systems such as mitigation banking which reduce developers' costs.